調整給付金(不足額給付分) (※) 申請書

※調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした 推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足す る額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

上野原市 <u>(令和7年度個人住民税の課税市)</u> 上野原市長 宛



※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。 様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- ●令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、
 - 令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
- ・青色事業専従者または事業専従者の方
- ・合計所得が48万円超である方

【誓約 •	同音車項】	※全ての項目を確認し、	口にチェック	(\mathbf{L})	してくださ	51.5

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①下記の支給要件に該当する場合、原則として<u>4万円</u>(※)が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税 及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による 事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

以下のいずれにも該当しません。

- ②・令和6年度に実施された定額給付の対象であった
 - ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
 - ・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した
- ③調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の 公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

フリガナ 氏 名	性別	生年月日	現	住	所	
	男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話	(,	

【代理申請を行う場合】

代	フ リ ガ ナ 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	1	七理	人	現住	所
理			男	明治・大正・昭和・平成					
人			· 女	年 月 日	電話		()	
	の者を代理人と認め、調整給付 の提出を委任します。	· 十金(不足額	給付分	分)申 本人氏名	署名				

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)
以下のいずれか $oldsymbol{1}$ つのチェック欄(\Box)にレを入れてください。
□ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座 への振込を希望します。(通帳の写しは不要) ※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
□ ②下記の口座への振込を希望します。 (通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。 長期間入出金のない口座を記入しないでください。)
金融機関名 支店名 分類 (5ibhorobate (ださい。) 1.銀行5.農協 (2金庫6.漁協 3.信組7.信漁連 金融機関コード 本・支店 本・支所 出張所 2当座 TD座番号 (5ibhorobate (ださい。) ※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。 ※通帳の表記に合わせてください。 2当座
ゆうちょ銀行 (を選択された場合は、貯金道帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい) ※通帳の表記に合わせて下さい ※ 記入下さい。
※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、上野原市役所税務課住民税担当(0554-62-3113)までお問い合わせください。
令和7年9月26日までに、この申請書と提出書類等を提出してください。
提出書類
живах
『調整給付金(不足額給付分)申請書』(本書類)
※必要事項をご記入ください。
■ 誓約・同意事項(表面中段) ■ カラス・カートンのエクカード(まままで)
■ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部) ■ 振込口座(裏面上部)
□ 署名(裏面下部)
□ 『令和6年度分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)』 ※受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
□ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』 ※青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。
□ 『令和6年度個人住民税の納税通知書または課税証明書の写し(コピー)』 ※受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
『住民票の写し』
□ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』
□ これら3つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみご用意ください。
□ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』 ※申請者の <u>運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート</u> <u>等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。</u>
■ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2.振込口座」で③をチェックした方のみ) ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を 確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。 (チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)
本申立ての内容に相違ありません。
年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人確認書類 (代理人)

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)
※代理による場合は、本人及び代理人それぞれの本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

「2. 振込口座」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座への振込を希望される場合は不要